

平成20年度  
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

## はじめに

本報告書は、本市が実施した情報公開制度及び個人情報保護制度の平成20年度における運用状況を取りまとめたものです。

本市におきましては、公文書の公開請求は700件を超え、個人情報保護制度における保有個人情報開示等の請求は90件を超えました。

今後も、なお一層制度の定着化を図り、より多くの市民に活用されるよう努めて参りたいと考えておりますので、市民並びに関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年4月

米子市長 野坂康夫

# 目 次

1	情報公開制度	
(1)	公文書公開等決定件数	1
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3
(3)	公文書公開請求の処理状況	4
2	個人情報保護制度	
(1)	各種請求の処理状況	8
(2)	各種請求に対する年度別決定件数	9
(3)	個人情報取扱事務の届出	1 1
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	1 1
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	1 2
(2)	会議の開催回数	1 2
(3)	開催内容等	1 2
(4)	異議申立て	1 2
(5)	審査会委員	1 2
4	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 3
(2)	個人情報保護制度	1 3
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 3
(2)	個人情報保護制度	1 3

(資料1) 米子市情報公開・個人情報保護審査会答申①

(資料2) 米子市情報公開・個人情報保護審査会答申②（一部省略）※

※注：答申②については、防犯カメラのセキュリティに係る詳細な記載があるため、一部省略したものを掲載しています。

# 1 情報公開制度

## (1) 公文書公開等決定件数

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

### ア 所管課別

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
<b>【市長】</b>	<b>14</b>	<b>26</b>	<b>5 (5)</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>49</b>
総務部	-	1	-	2	-	3
総務管財課	-	1	-	1	-	2
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	-	-	-	-	-	-
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	1	-	1
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	-	-	-	-	-	-
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総合政策課	-	-	-	-	-	-
情報政策課	-	-	-	-	-	-
協働推進課	-	-	-	-	-	-
市民人権部	-	2	-	1	-	3
市民課	-	-	-	-	-	-
課税課	-	1	-	1	-	2
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	1	-	-	-	1
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境下水道部	-	6	-	-	-	6
環境政策課	-	-	-	-	-	-
環境事業課	-	3	-	-	-	3
下水道業務課	-	2	-	-	-	2
下水道整備課	-	1	-	-	-	1
下水道施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	-	4	-	1	-	5
福祉政策室	-	-	-	-	-	-
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	-	-	-	-
児童家庭課	-	3	-	-	-	3
健康対策課	-	1	-	1	-	2
経済部	-	2	-	-	-	2
商工課	-	-	-	-	-	-
崎津・流通団地営業課	-	-	-	-	-	-
観光課	-	1	-	-	-	1
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	1	-	-	-	1

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
建設部	14	7	5 (5)	-	-	26
都市計画課	-	1	-	-	-	1
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	-	1	-	-	-	1
建築住宅課	-	1	-	-	-	1
建築指導課	14	4	5 (5)	-	-	23
淀江支所	-	2	-	-	-	2
地域振興課	-	1	-	-	-	1
市民生活課	-	1	-	-	-	1
会計課	-	2	-	-	-	2
【教育委員会】	-	6	-	-	-	6
教育総務課	-	1	-	-	-	1
学校教育課	-	2	-	-	-	2
生涯学習課	-	1	-	-	-	1
文化課	-	1	-	-	-	1
体育課	-	1	-	-	-	1
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計 ※	14	32	5 (5)	4	-	55

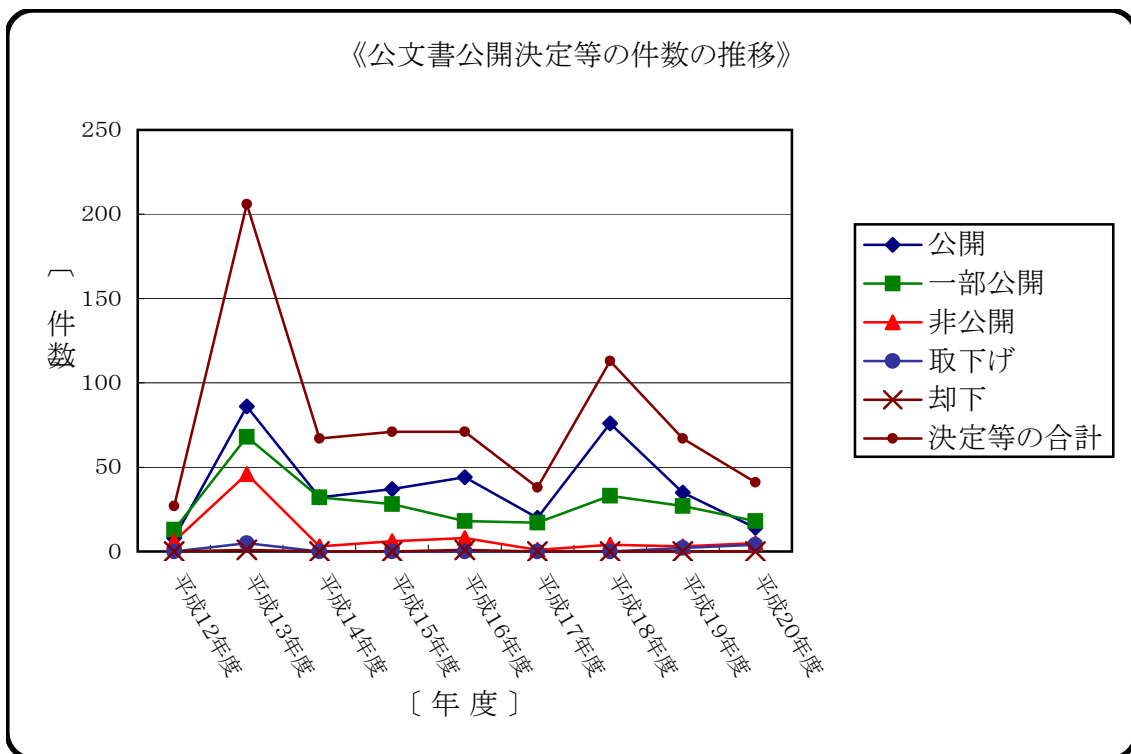
イ 請求者区分別

請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	-	8	-	1	-	9
	法 人	8	3	-	1	-	12
市 外	個 人	-	-	-	-	-	-
	法 人	6	7	5 (5)	2	-	20
合 計 ※		14	18	5 (5)	4	-	41

※ 一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがあるため、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41



(3) 公文書公開請求の処理状況

No	請求日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
1	H20. 4. 1	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 3		
2	H20. 4. 9	個人 (市内)	総務管財課	平成20年3月5日に市有地の一般競争入札が行われた土地「道笑町4丁目94番2」の入札結果（落札者）が分かる文書	一部公開	H20. 4. 14	個人情報	
3	H20. 4. 11	法人 (市外)	総務管財課	住居表示新旧対照表又は旧新対照表				取下げ
4	H20. 4. 21	法人 (市内)	建築指導課	平成15年1月6日に検査済証を受領したオーシャンヒルズ中海宅地造成工事の竣工書類として〇〇（法人）が提出した土質試験及び現場密度試験に関する資料	公開	H20. 5. 7		
5	H20. 4. 24	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 28		
6	H20. 4. 24	個人 (市内)	総務管財課	1 米子市が借りている土地のうち年額1,000万円以上を支払っている施設名、地番、地籍、金額が分かる文書（平成19年度分） 2 総務管財課が営利用として貸し付けている土地の貸付料、地番、地積、用途が分かる文書（平成19年度分）（一時貸付は除く）	一部公開	H20. 5. 8	個人情報	
7	H20. 4. 25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 30		
8	H20. 4. 28	法人 (市内)	下水道整備課	平成20年4月28日に米子市から鳥取地方裁判所米子支部に送付した、事件番号平成19年（ワ）第257号損害賠償請求事件に関する書類	一部公開	H20. 5. 7	個人情報	
9	H20. 5. 9	法人 (市内)	建築指導課	平成15年1月6日に検査済証を受領したオーシャンヒルズ中海宅地造成工事の竣工書類として〇〇（法人）が提出した完成図書一式	一部公開	H20. 5. 12	個人情報 法人情報	
10	H20. 5. 21	法人 (市外)	建築指導課	平成19年10月1日から平成20年3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H20. 5. 23	個人情報	
11	H20. 5. 27	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 5. 30		
12	H20. 6. 2	法人 (市外)	総務管財課 児童家庭課 健康対策課	市が契約者となる損害保険契約（傷害・賠償）で、平成19年度の保険料、保険期間、保険金額がわかるもの	一部公開	H20. 6. 17	文書不存在	
13	H20. 6. 2	法人 (市外)	学校教育課 生涯学習課 文化課 体育課	市が契約者となる損害保険契約（傷害・賠償）で、平成19年度の保険料、保険期間、保険金額がわかるもの	一部公開	H20. 6. 16	個人情報	
14	H20. 6. 13	法人 (市内)	建築指導課	平成19年11月22日受米建指第2633号で許可のあった開発許可申請書のうち、様式第25号	一部公開	H20. 6. 19	法人情報	
15	H20. 6. 16	法人 (市外)	建築指導課	平成20年3月1日から同年5月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 6. 20		

16	H20. 6. 18	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 6. 23		
17	H20. 7. 11	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 7. 15		
18	H20. 7. 18	法人 (市外)	建築指導課	平成20年4月1日から同年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 7. 23	文書不存在	
19	H20. 8. 29	個人 (市内)	建築指導課	平成20年6月1日から同年8月20日までの建築計画概要書閲覧簿	一部公開	H20. 9. 16	個人情報 法人情報	
20	H20. 9. 16	法人 (市外)	建築指導課	平成20年7月1日から同年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 9. 18	文書不存在	
21	H20. 9. 22	法人 (市外)	建築指導課	平成20年6月1日から同年8月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 10. 1		
22	H20. 9. 25	法人 (市内)	入札契約課	平成20年度総合評価入札に使用する会社成績の一覧表（全社）				取下げ
23	H20. 10. 3	法人 (市外)	下水道業務課	平成19年度及び平成20年度下水道使用料排除汚水量認定対象リスト	一部公開	H20. 10. 15	個人情報	
24	H20. 10. 14	個人 (市内)	学校教育課	1 義方小学校前庭の標柱設置の経緯がわかる文書 2 河崎小学校前庭の日時計設置の経緯がわかる文書 3 河崎小学校前庭の日時計を教材として授業をした事実を明らかにする文書 4 福米西小学校前庭の日時計設置の経緯がわかる文書 5 福米西小学校前庭の日時計を教材として授業をした事実を明らかにする文書 6 福米西小学校のシダレザクラについての樹木受領後の管理、手入れ等を明らかにする文書 7 福米東小学校の前庭に放置してある「記念植樹標柱」の表記に係る「記念樹」の樹木受領後の管理、手入れ、廃棄処分等を明らかにする文書	一部公開	H20. 10. 29	個人情報 文書不存在	
25	H20. 10. 27	法人 (市外)	課税課	米子市の固定資産税に係る地番図の加除修正業務を民間委託した際に交わされた業務委託契約書及び仕様書（平成21年1月1日現在の地番現況図又は直近のもの）				取下げ
26	H20. 10. 29	法人 (市外)	課税課	米子市地図情報土地評価システム導入業務委託契約書及び仕様書	一部公開	H20. 11. 12	法人情報	
27	H20. 11. 17	法人 (市外)	建築指導課	平成20年9月1日から同年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 11. 21	文書不存在	
28	H20. 11. 27	法人 (市外)	建築指導課	平成20年9月1日から同年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 12. 10		



29	H20. 12. 19	法人 (市外)	総務管財課 人権政策課 環境事業課 下水道業務課 児童家庭課 観光課 維持管理課 建築住宅課 地域振興課 市民生活課	市の施設に関する次の点検等に係る委託料（手数料等を含む）の金額・契約年月日・対象施設名・担当部署名・担当部署所在地・担当部署電話番号のわかるもの (1)平成20年度自家用電気工作物保守点検 (2)平成20年度消防設備保守点検 (3)平成20年度エレベータ保守点検 (4)直近の年度の特種建築物等（建築基準法第12条第2項及び第4項により市に点検が義務付けられているもの）の定期点検	一部公開	H21. 1. 16	個人情報 法人情報 文書不存在	
30	H21. 1. 5	法人 (市外)	教育総務課	市立学校に関する次の点検等に係る委託料（手数料等を含む）の金額・契約年月日・対象施設名・担当部署名・担当部署所在地・担当部署電話番号のわかるもの (1)平成20年度自家用電気工作物保守点検 (2)平成20年度消防設備保守点検 (3)平成20年度エレベータ保守点検 (4)直近の年度の特種建築物等（建築基準法第12条第2項及び第4項により市に点検が義務付けられているもの）の定期点検	一部公開	H21. 1. 20	法人情報 文書不存在	
31	H21. 1. 7	法人 (市外)	建築指導課	平成20年11月1日から同年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21. 1. 9	文書不存在	
32	H21. 1. 21	個人 (市内)	健康対策課	米子市が行う集団予防接種に係るディスプレイ（使い捨て）注射針又はディスプレイ注射器の購入本数等が記載されている予算書				取下げ
33	H21. 1. 29	法人 (市外)	建築指導課	平成20年11月1日から同年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H21. 2. 5		
34	H21. 2. 2	個人 (市内)	児童家庭課	1 保育所在り方検討会の委員欠員後の学識経験者選任の経過が分かる文書 2 「保育所の在り方に関する検討結果（案）」作成に係る経過が分かる文書 3 平成21年1月29日の米子市保育所在り方検討会終了後の話し合いの内容を市長に報告した文書 4 3の検討会終了後の話し合いを記録したデータ 5 子どもの人権広場が提出した要望書の取扱いが分かる文書	一部公開	H21. 2. 16	個人情報 文書不存在	
35	H21. 2. 3	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 2. 5		
36	H21. 2. 17	個人 (市内)	建築指導課	道路位置指定申請書に添付されている平面図・断面図	一部公開	H21. 2. 24	法人情報	
37	H21. 2. 18	個人 (市内)	会計課 環境事業課	平成12年8月9日から平成19年10月17日まで鳥取地方裁判所及び広島高等裁判所松江支部で係争されたゴミ焼却炉談合損害賠償請求住民訴訟の一審、二審（三審があれば三審も含む）、一審前の事前相談等において、米子市又はその関連機関が弁護士〇〇に支払った相談料等のすべての金額及びその明細・内訳を記載した書面、同弁護士と交わした契約書、その他これに類する書類一切	一部公開	H21. 3. 4	個人情報 法人情報	

38	H21. 2. 20	個人 (市内)	会計課 環境事業課 都市計画課	平成10年から平成19年までの間に、弁護士〇〇、同弁護士が所属する事務所又は同弁護士が所属する団体との間で締結した顧問契約、コンサルタント契約等、すべての契約に関する契約書類一切、並びに、その契約に基づいて支払った金額及びその明細を記載した書類その他これらに関する書類一切	一部公開	H21. 3. 5	個人情報 法人情報	
39	H21. 2. 25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 3. 2		
40	H21. 3. 9	法人 (市外)	建築指導課	平成21年1月1日から同年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21. 3. 11	文書不存在	
41	H21. 3. 18	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 3. 25		
42	H21. 3. 19	法人 (市内)	秘書広報課 会計課	1 平成20年8月から同年12月までに支出した市長交際費に関する支出金調書、現金出納簿又はこれに類する書類 2 平成20年1月から同年12月までに入札が行われたA4コピー用紙の購入契約について、予定価格、入札価格及び落札価格が分かるもの	(処理中)			
43	H21. 3. 25	法人 (市内)	会計課	1 平成20年度消耗品単価契約見積調書でA4再生紙55Kに係るもの 2 平成20年度消耗品単価契約予定価格調書でA4再生紙55Kに係るもの	(処理中)			

(3) 公文書公開請求の処理状況

No	請求日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
1	H20. 4. 1	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 3		
2	H20. 4. 9	個人 (市内)	総務管財課	平成20年3月5日に市有地の一般競争入札が行われた土地「道笑町4丁目94番2」の入札結果（落札者）が分かる文書	一部公開	H20. 4. 14	個人情報	
3	H20. 4. 11	法人 (市外)	総務管財課	住居表示新旧対照表又は旧新対照表				取下げ
4	H20. 4. 21	法人 (市内)	建築指導課	平成15年1月6日に検査済証を受領したオーシャンヒルズ中海宅地造成工事の竣工書類として〇〇（法人）が提出した土質試験及び現場密度試験に関する資料	公開	H20. 5. 7		
5	H20. 4. 24	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 28		
6	H20. 4. 24	個人 (市内)	総務管財課	1 米子市が借りている土地のうち年額1,000万円以上を支払っている施設名、地番、地籍、金額が分かる文書（平成19年度分） 2 総務管財課が営利用として貸し付けている土地の貸付料、地番、地積、用途が分かる文書（平成19年度分）（一時貸付は除く）	一部公開	H20. 5. 8	個人情報	
7	H20. 4. 25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 4. 30		
8	H20. 4. 28	法人 (市内)	下水道整備課	平成20年4月28日に米子市から鳥取地方裁判所米子支部に送付した、事件番号平成19年（ワ）第257号損害賠償請求事件に関する書類	一部公開	H20. 5. 7	個人情報	
9	H20. 5. 9	法人 (市内)	建築指導課	平成15年1月6日に検査済証を受領したオーシャンヒルズ中海宅地造成工事の竣工書類として〇〇（法人）が提出した完成図書一式	一部公開	H20. 5. 12	個人情報 法人情報	
10	H20. 5. 21	法人 (市外)	建築指導課	平成19年10月1日から平成20年3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H20. 5. 23	個人情報	
11	H20. 5. 27	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 5. 30		
12	H20. 6. 2	法人 (市外)	総務管財課 児童家庭課 健康対策課	市が契約者となる損害保険契約（傷害・賠償）で、平成19年度の保険料、保険期間、保険金額がわかるもの	一部公開	H20. 6. 17	文書不存在	
13	H20. 6. 2	法人 (市外)	学校教育課 生涯学習課 文化課 体育課	市が契約者となる損害保険契約（傷害・賠償）で、平成19年度の保険料、保険期間、保険金額がわかるもの	一部公開	H20. 6. 16	個人情報	
14	H20. 6. 13	法人 (市内)	建築指導課	平成19年11月22日受米建指第2633号で許可のあった開発許可申請書のうち、様式第25号	一部公開	H20. 6. 19	法人情報	
15	H20. 6. 16	法人 (市外)	建築指導課	平成20年3月1日から同年5月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 6. 20		

16	H20. 6. 18	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 6. 23		
17	H20. 7. 11	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H20. 7. 15		
18	H20. 7. 18	法人 (市外)	建築指導課	平成20年4月1日から同年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 7. 23	文書不存在	
19	H20. 8. 29	個人 (市内)	建築指導課	平成20年6月1日から同年8月20日までの建築計画概要書閲覧簿	一部公開	H20. 9. 16	個人情報 法人情報	
20	H20. 9. 16	法人 (市外)	建築指導課	平成20年7月1日から同年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 9. 18	文書不存在	
21	H20. 9. 22	法人 (市外)	建築指導課	平成20年6月1日から同年8月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 10. 1		
22	H20. 9. 25	法人 (市内)	入札契約課	平成20年度総合評価入札に使用する会社成績の一覧表（全社）				取下げ
23	H20. 10. 3	法人 (市外)	下水道業務課	平成19年度及び平成20年度下水道使用料排除汚水量認定対象リスト	一部公開	H20. 10. 15	個人情報	
24	H20. 10. 14	個人 (市内)	学校教育課	1 義方小学校前庭の標柱設置の経緯がわかる文書 2 河崎小学校前庭の日時計設置の経緯がわかる文書 3 河崎小学校前庭の日時計を教材として授業をした事実を明らかにする文書 4 福米西小学校前庭の日時計設置の経緯がわかる文書 5 福米西小学校前庭の日時計を教材として授業をした事実を明らかにする文書 6 福米西小学校のシダレザクラについての樹木受領後の管理、手入れ等を明らかにする文書 7 福米東小学校の前庭に放置してある「記念植樹標柱」の表記に係る「記念樹」の樹木受領後の管理、手入れ、廃棄処分等を明らかにする文書	一部公開	H20. 10. 29	個人情報 文書不存在	
25	H20. 10. 27	法人 (市外)	課税課	米子市の固定資産税に係る地番図の加除修正業務を民間委託した際に交わされた業務委託契約書及び仕様書（平成21年1月1日現在の地番現況図又は直近のもの）				取下げ
26	H20. 10. 29	法人 (市外)	課税課	米子市地図情報土地評価システム導入業務委託契約書及び仕様書	一部公開	H20. 11. 12	法人情報	
27	H20. 11. 17	法人 (市外)	建築指導課	平成20年9月1日から同年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H20. 11. 21	文書不存在	
28	H20. 11. 27	法人 (市外)	建築指導課	平成20年9月1日から同年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H20. 12. 10		

29	H20. 12. 19	法人 (市外)	総務管財課 人権政策課 環境事業課 下水道業務課 児童家庭課 観光課 維持管理課 建築住宅課 地域振興課 市民生活課	市の施設に関する次の点検等に係る委託料（手数料等を含む）の金額・契約年月日・対象施設名・担当部署名・担当部署所在地・担当部署電話番号のわかるもの (1)平成20年度自家用電気工作物保守点検 (2)平成20年度消防設備保守点検 (3)平成20年度エレベータ保守点検 (4)直近の年度の特種建築物等（建築基準法第12条第2項及び第4項により市に点検が義務付けられているもの）の定期点検	一部公開	H21. 1. 16	個人情報 法人情報 文書不存在	
30	H21. 1. 5	法人 (市外)	教育総務課	市立学校に関する次の点検等に係る委託料（手数料等を含む）の金額・契約年月日・対象施設名・担当部署名・担当部署所在地・担当部署電話番号のわかるもの (1)平成20年度自家用電気工作物保守点検 (2)平成20年度消防設備保守点検 (3)平成20年度エレベータ保守点検 (4)直近の年度の特種建築物等（建築基準法第12条第2項及び第4項により市に点検が義務付けられているもの）の定期点検	一部公開	H21. 1. 20	法人情報 文書不存在	
31	H21. 1. 7	法人 (市外)	建築指導課	平成20年11月1日から同年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21. 1. 9	文書不存在	
32	H21. 1. 21	個人 (市内)	健康対策課	米子市が行う集団予防接種に係るディスプレイ（使い捨て）注射針又はディスプレイ注射器の購入本数等が記載されている予算書				取下げ
33	H21. 1. 29	法人 (市外)	建築指導課	平成20年11月1日から同年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H21. 2. 5		
34	H21. 2. 2	個人 (市内)	児童家庭課	1 保育所在り方検討会の委員欠員後の学識経験者選任の経過が分かる文書 2 「保育所の在り方に関する検討結果（案）」作成に係る経過が分かる文書 3 平成21年1月29日の米子市保育所在り方検討会終了後の話し合いの内容を市長に報告した文書 4 3の検討会終了後の話し合いを記録したデータ 5 子どもの人権広場が提出した要望書の取扱いが分かる文書	一部公開	H21. 2. 16	個人情報 文書不存在	
35	H21. 2. 3	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 2. 5		
36	H21. 2. 17	個人 (市内)	建築指導課	道路位置指定申請書に添付されている平面図・断面図	一部公開	H21. 2. 24	法人情報	
37	H21. 2. 18	個人 (市内)	会計課 環境事業課	平成12年8月9日から平成19年10月17日まで鳥取地方裁判所及び広島高等裁判所松江支部で係争されたゴミ焼却炉談合損害賠償請求住民訴訟の一審、二審（三審があれば三審も含む）、一審前の事前相談等において、米子市又はその関連機関が弁護士〇〇に支払った相談料等のすべての金額及びその明細・内訳を記載した書面、同弁護士と交わした契約書、その他これに類する書類一切	一部公開	H21. 3. 4	個人情報 法人情報	

38	H21. 2. 20	個人 (市内)	会計課 環境事業課 都市計画課	平成10年から平成19年までの間に、弁護士〇〇、同弁護士が所属する事務所又は同弁護士が所属する団体との間で締結した顧問契約、コンサルタント契約等、すべての契約に関する契約書類一切、並びに、その契約に基づいて支払った金額及びその明細を記載した書類その他これらに関する書類一切	一部公開	H21. 3. 5	個人情報 法人情報	
39	H21. 2. 25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 3. 2		
40	H21. 3. 9	法人 (市外)	建築指導課	平成21年1月1日から同年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビに・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21. 3. 11	文書不存在	
41	H21. 3. 18	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21. 3. 25		
42	H21. 3. 19	法人 (市内)	秘書広報課 会計課	1 平成20年8月から同年12月までに支出した市長交際費に関する支出金調書、現金出納簿又はこれに類する書類 2 平成20年1月から同年12月までに入札が行われたA4コピー用紙の購入契約について、予定価格、入札価格及び落札価格が分かるもの	(処理中)			
43	H21. 3. 25	法人 (市内)	会計課	1 平成20年度消耗品単価契約見積調書でA4再生紙55Kに係るもの 2 平成20年度消耗品単価契約予定価格調書でA4再生紙55Kに係るもの	(処理中)			

## 2 個人情報保護制度

(1) 各種請求の処理状況（請求区分：開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止）  
（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

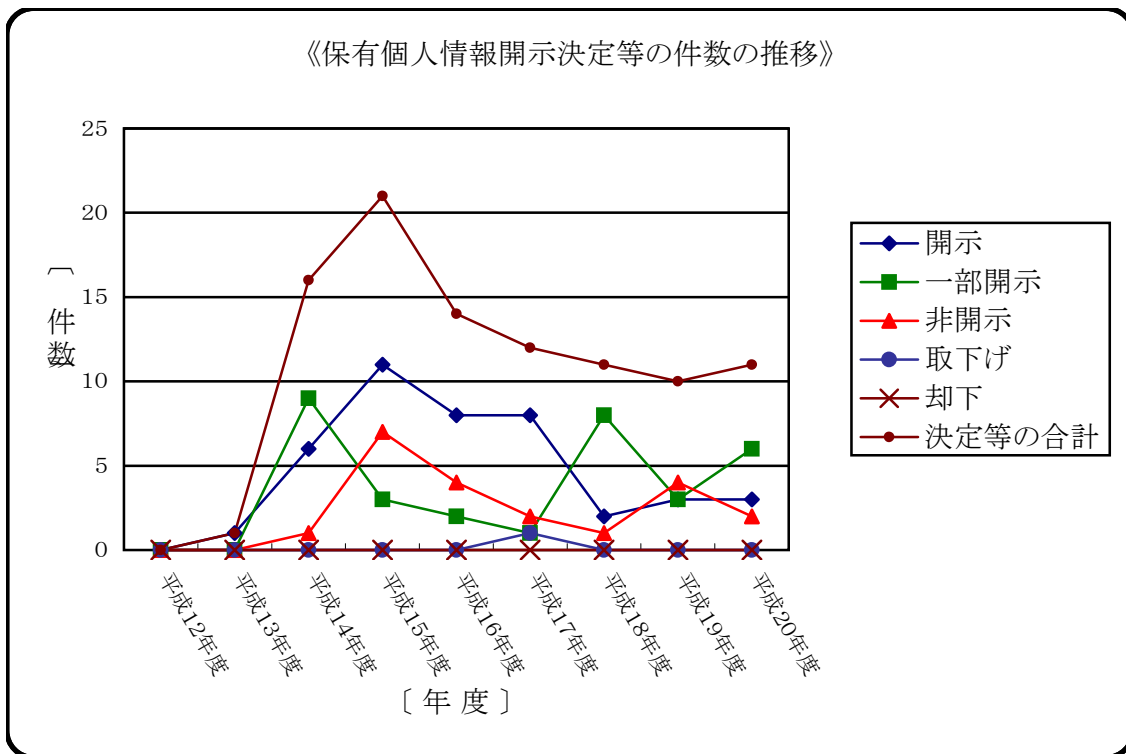
No	受付年月日	請求区分	請求内容	所管課	決定区分 (不開示の理由)
1	H20.4.7	開示	平成10年度から平成12年度までの住民税課税資料	課税課	開示
2	H20.6.2	開示	平成15年から平成17年分の確定申告書又は住民税申告書及び農業所得の内訳書の写し	課税課	一部開示 (不存在)
3	H20.6.9	開示	平成14年度及び平成15年度の課税台帳及び所得資料	課税課	不開示 (不存在)
4	H20.8.12	開示	平成12年から平成15年分の所得資料	課税課	不開示 (不存在)
5	H20.11.11	開示	平成12年から平成14年分の課税資料	課税課	一部開示 (第三者の個人情報)
6	H20.11.25	開示	平成20年10月8日から同年11月24日までの生活保護ケース記録	福祉課	一部開示 (第三者の個人情報、本人の評価・診断等に関する情報)
7	H20.12.5	開示	平成19年4月から現在までの住民票の写し等交付申請書、戸籍・身分証明書等交付申請書	市民課	一部開示 (不存在、第三者の個人情報)
8	H21.1.5	開示	平成20年10月9日から平成21年1月5日までの生活保護ケース記録の全部	福祉課	一部開示 (第三者の個人情報、本人の評価・診断等に関する情報)
9	H21.1.20	開示	平成19年4月2日から平成21年1月19日までの住民票の写し等交付申請書、戸籍・身分証明書等交付申請書	市民課	一部開示 (第三者の個人情報、法人情報)
10	H21.1.20	開示	平成19年4月1日から平成21年1月19日までの所得課税証明申請書	課税課	開示
11	H21.2.26	開示	平成21年1月6日から同年2月26日までの生活保護ケース記録の全部	福祉課	開示
12	H21.3.31	開示	〇〇(個人)が福祉課に提出した書類のうち請求者に係る部分	福祉課	(処理中)

なお、上記のうち、市外からの請求はありませんでした。

(2) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	6	2 (2)	-	-	11





### (3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 743件

### (4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（110件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（15件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（52件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（36件）

※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

### 3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

#### (1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

#### (2) 会議の開催回数

3回

#### (3) 開催内容等

前年度に調査審議した米子市個人情報保護条例に基づく個人情報の実施機関以外の者への提供に関する諮問に対する答申を行いました。また、米子市個人情報保護条例に基づく個人情報の本人以外の者からの収集に関する諮問について調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
(H19) 1	H20. 1. 24	胃内視鏡検診の有効性評価に関する検討に係る胃がん検診記録票等の外部提供の可否について	健康 対策課	H20. 4. 3 外部提供可 (資料 1 参照)	審査会の答申を尊重し、本件外部提供を実施する。
(H20) 1	H21. 2. 16	防犯カメラによる画像の記録収集の可否について	防災 安全課	H21. 3. 27 本人以外収集可 (資料 2 参照)	審査会の答申を尊重し、本件本人以外収集を実施する。

#### (4) 異議申立て

件数 0件 (前年度からの継続審議 0件)

#### (5) 審査会委員

平成21年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	牧 田 幸 人	大学名誉教授
	網 崎 孝 志	大学教授
	金 川 和 子	地方裁判所調停委員
	杉 山 尊 生	弁護士
	樋 口 直 樹	元 小学校校長

(会長を除きアイウエオ順)

#### 4 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

##### (1) 情報公開制度

###### ア 制定・施行団体 9 団体

(ア) 米子市が資本金（出資金）を 1/2 以上出資（出損）している法人  
社会福祉法人米子福祉会

米子市土地開発公社

財団法人米子市開発公社

財団法人米子市生活環境公社

財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金（出資金）を 1/2 未満出資（出損）している法人

財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

###### イ 処理状況

公開請求等はありませんでした。

##### (2) 個人情報保護制度

###### ア 制定・施行団体 2 団体

(ア) 米子市が資本金（出資金）を 1/2 以上出資（出損）している法人  
財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金（出資金）を 1/2 未満出資（出損）している法人  
社会福祉法人米子市社会福祉協議会

###### イ 処理状況

開示請求等はありませんでした。

#### 5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

##### (1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

##### (2) 個人情報保護制度

各種請求の処理状況（請求区分：開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止）

（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

No	受付年月日	請求区分	請求内容	決定区分 (不開示又は訂正不実施の理由)
1	H20.4.22	開示	平成 19 年 6 月 22 日に開示を受けた個人情報	一部開示 (第三者の個人情報)
2	H20.5.7	訂正	生徒のトラブルに関する書類のうち事実と異なる記載の訂正	一部訂正 (事実と認める記載)

# 資 料

(資料 1)

## 答 申 ①

### 【諮問件名】

胃内視鏡検診の有効性評価に関する検討に係る胃がん検診記録等の外部提供の可否について

#### 1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成19年1月24日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項において、実施機関は原則として保有する個人情報を外部提供してはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、同条第1項第1号から第5号までには該当しないため、同条第1項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの問題となる。

また、本件外部提供の対象となる個人情報は、平成13年度から平成18年度までの6か年分の胃がん検診受診票発送者名簿、胃がん検診受診者名簿及び胃がん検診記録票に記載されたものであり、具体的には、基本的事項に関する情報に位置付けられる氏名、住所、生年月日、性別のほか、プライバシー性が高いセンシティブな情報である問診、胃X線検査結果及び胃内視鏡検査結果である。さらに、外部提供先となる国立がんセンター及び鳥取大学医学部では、研究過程において、実施機関から提供された個人情報を、同様にセンシティブな情報である鳥取県地域がん登録の胃がん登録例に係る個人情報と連結させ、その後、個人を識別できないように匿名化して研究データとすることとしている。

したがって、実施機関は、国立がんセンター及び鳥取大学医学部における研究の公益性及び個人情報のセキュリティ対策等について厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されることのないよう、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

#### 3 個人情報の外部提供に関する公益性

本件外部提供は、国立がんセンター及び鳥取大学医学部で行う胃内視鏡検診の有効性評価研究に必要なデータとして、実施機関の保有する個人情報の提供を依頼されたものである。

現在、国の胃がん検診ガイドライン（平成17年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究班」）において、胃内視鏡検診は、胃がん検診（市町村が行う集団検診・個別検診で行われるものや人間ドック等に含まれるものを総称する。以下同じ。）として行うための死亡率減少効果を判断する証拠が不十分であるため、集団検診・個別検診として実施することは勧められないとされている。現に国内外において胃内視鏡検診の死亡率減少効果を証明をした研究はない。したがって、当該研究の目的は、胃内視鏡検診により胃がん死亡率が減少することの証拠を的確な方法で示すことにより、胃内視鏡検診が胃がん検診として有効であることを証明することにある。

現状として、米子市が実施する健康診査における胃がん検診は、鳥取県西部医師会の協力もあり、胃内視鏡検診と胃X線検診とを受診者の意思で選択できるようなかたちで実施されており、胃内視鏡検診受診者は胃X線検診受診者のほぼ3倍であり、また、鳥取県内の他市においても、胃内視鏡検診受診者の割合は高い。このように自治体が実施する胃がん検診において全県的に胃内視鏡検診を導入しているのは、鳥取県以外にない。そのため、国立がんセンターは、当該研究の研究データの収集先として米子市を始めとする鳥取県内4市とすることを計画し、この度実施機関に対し個人情報の提供依頼がなされたものである。

当該研究の結果、胃内視鏡検診が胃がん検診として有効であると証明されるかどうかは不明である。けれども、仮にその有効性が証明されれば、胃内視鏡検診が胃がん検診として評価・推奨され、米子市のみならず全国的な胃がん検診の改善・充実につながることを予想され、米子市民を含む多くの人の胃がんの早期発見・早期治療に役立ち、さらには国内における胃がん死亡率の低下につながることを期待される。また、逆に、胃内視鏡検診には胃がん死亡率を減少させる効果がなく、胃がん検診としては有効でないことが証明されれば、米子市民が受診する健康審査のあり方が科学的な疫学研究に基づいて見直される契機となることが予想される。

以上のことから、当該研究は、米子市民を始めとする多くの人々の健康増進という利益につながることを期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

#### 4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。

そのためには、外部提供先における個人情報のセキュリティ対策が十全なものであることが不可欠である。国立がんセンター及び鳥取大学医学部の職員には守秘義務があり、これに違反すれば法律上の罰則が科せられる。これらを担保として人的セキュリティ対策とみなすことは可能である。これに加え、外部提供先における物理的・技術的セキュリティ対策が厳格に整えられている必要がある。

実施機関から国立がんセンターに提供された個人情報は、共同研究機関である鳥取大学医学部において鳥取県地域がん登録の胃がん登録例に係る個人情報と連結させた後、個人を識別できないように匿名化し研究データが作成され、当該データに基づく解析が終了した時点で実施機関に返却されることとなっており、その時期は、提供を受けてから1年後が予定されている。国立がんセンターは、鳥取大学医学部から送られる匿名化された研究データのみを取り扱うこととなっている。

鳥取大学医学部は、以前から鳥取県地域がん登録のデータ解析を行うなど極めてプライバシー性の高い個人情報を取り扱っていることから、その保護対策についても厳重な管理を行い、物理的・技術的セキュリティ対策を講じている。具体的には、データ解析作業を実施するデータ管理室への入室制限、データ解析に用いるコンピュータのオフライン化及び解析実務者以外の使用制限、データ管理室のシュレッダーによる個人情報を記録した紙・CDなどの破棄処分などである。

以上のことから、本件外部提供を受けるに当たって必要な物理的・技術的セキュリティ対策は、鳥取大学医学部において厳重に講じられていると評価できる。

## 5 外部提供の可否（結論）

上記のとおり、国立がんセンター及び鳥取大学医学部が本件外部提供により実施する研究は、その結果が、米子市民のために講じられる健康対策に反映されること、さらに、米子市に限らず広く社会一般で活用され、より多くの人々の健康増進という利益につながることを期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。また、個人情報のセキュリティ対策についても適正であり、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件外部提供を可と認める。

なお、外部提供された個人情報の保護の観点から、その取扱いについては、より厳重な手続が必要である。そのためには、実施機関から提供された個人情報が実施機関に返却されるまで1年とされているが、データ解析作業がそれより早期に終了した場合には、当然その時点で返却されなけれ

ばならない。また、外部提供先である国立がんセンター及び鳥取大学医学部において1年後に返却できない事情が生じた場合には、実施機関はただちに当該外部提供先と返却時期について協議し決定すべきである。実施機関においては、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則に基づき、外部提供先である国立がんセンター及び鳥取大学医学部に対し、上記4のセキュリティ対策に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請されたい。



## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成20年1月24日	実施機関から審査会に対して諮問
平成20年1月28日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員、実施機関及び外部提供要請機関による審議内容に係る説明
平成20年2月12日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成20年2月18日	外部提供要請機関に対して外部提供に係る確認事項について照会書を送付
平成20年2月19日	外部提供要請機関から上記照会書に対する回答書を受付
平成20年2月28日 (本件に係る審査会第3回目)	外部提供要請機関による外部提供に係る説明 審議
平成20年3月14日 (本件に係る審査会第4回目)	審議
平成20年3月17日	外部提供要請機関に対して外部提供に係る確認事項について照会書を送付
平成20年3月19日	外部提供要請機関から上記照会書に対する回答書を受付
平成20年3月26日 (本件に係る審査会第5回目)	答申の検討
平成20年4月3日	答申の決定

(資料 2)

## 答 申 ② (一部省略)

### 【諮問件名】

防犯カメラによる画像の記録収集の可否について

#### 1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成 21 年 2 月 16 日付で諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項において、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないこととされている。また、同条第 2 項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされている。その例外となる場合について、同条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る防犯カメラの画像に含まれる個人情報の収集（以下「本件個人情報収集」という。）については、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までには該当しないため、同条第 2 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの問題となる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、J R 東山公園駅周辺に設置する予定である屋外防犯カメラ（以下「当該防犯カメラ」という。）により画像データとして記録されるもの（以下「画像」という。）であり、具体的には、個人の容ぼう、姿態、行動（以下「容ぼう等」という。）である。防犯カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」（最高裁大法廷昭和 44 年 12 月 24 日判決）のであり、防犯カメラによって、その設置者が無制限に人の容ぼう等を撮影し、その画像を記録、保管するとしたら、撮影される個人のプライバシーを侵害する可能性がある。

そこで、防犯カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した防犯カメラ及び画像の管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。現在、法律として国の基準が示されていない状況においては、防犯カメラの設置者となる実施機関においてそれ

を行わなければならない。適正な運用方針を厳格に運用することによってはじめて、人がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由や権利の保護と、犯罪発生を抑止という防犯カメラの設置目的との調和が、実現されうるのである。

### 3 個人情報の収集に係る適法性、公正性及び公益性について

東山公園については、J R 東山公園駅を列車通学のために利用する学生などが多く行き来しているが、以前から不審者からの声掛け事例が多い上、近年では当該駅駅舎内のトイレでののぞき見事件や少年グループによる高校生に対する恐喝・暴行事件が発生している。そのため、東山中学校区防犯推進連絡協議会や米子警察署がパトロールを実施するなどして、特に子どもたちの安全確保に取り組んでいるところである。しかし、常時のパトロールは困難であり、人的活動のみでは限界があることから、東山公園を利用する子どもたちの安全確保という、この地域における必要性を勘案し、この度実施機関において犯罪発生を抑止効果があると考えられる防犯カメラの設置を計画したものである。

したがって、当該防犯カメラについては、現に犯罪が多く発生する地域に限定して設置されること、また、24時間体制のパトロールなどのような対策が現状では困難であることを考慮すると、その設置には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

また、防犯カメラの設置については、全国的に犯罪事情が悪化する中で、官民間問わず犯罪発生を抑止又は防止を目的として増加しているところであり、その効果が認められる。ただし、行政機関が設置する防犯カメラについては特に、市民が安心して安全な生活を送ることのできる地域社会の形成を図ることがその設置目的であることを念頭において、人がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由や権利との調和を図ることによってはじめて、その目的を達成しうるものであり、そのためには、防犯カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解が不可欠である。しかし、当該防犯カメラの撮影対象区域には、同駅の利用者のほか不特定多数の者が立ち入るため、それらの者すべてから、個別にその撮影について同意を得ることは不可能である。そのため、実施機関は、当該防犯カメラの設置場所及びその周辺に防犯カメラを設置している旨を掲示することにより、撮影対象区域に立ち入る者に対して理解を求めることとしている。同時に、それにより、防犯カメラの設置目的である犯罪発生を抑止効果も期待できる。

以上のことから、当該防犯カメラの設置は、市民が安心して安全な生活を送ることのできる地域社会の形成につながることを期待され、実施機関が本件個人情報収集を行う公益上の必要があると認められる。

なお、当該防犯カメラについては、その設置場所及びその周辺に当該防犯カメラを設置している旨の掲示をするのみならず、市報等によりその設置目的や運用方針を広く市民全体に周知すべきである。

#### 4 個人情報の保護と利用について

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、当該防犯カメラにより撮影された画像の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件個人情報収集が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

当該防犯カメラにより撮影された画像は、デジタルレコーダーにより記録される。当該デジタルレコーダーは、（一部省略）建物内の施錠した部屋の中に設置した固定したボックスの中に保管することにより、持ち出しを禁止する。また、当該デジタルレコーダーを操作する際には暗証番号を必要とする設定を行うことにより、利用者を限定する。さらに、当該防犯カメラにより撮影され、デジタルレコーダーに記録された画像については、保存期間を原則14日間とし、上書きにより記録更新することにより、保存期間を経過した画像を機械的、自動的にただちに消去することとしている。以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、画像はあくまで犯罪発生を抑止するという当該防犯カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、原則として実施機関の職員が常時画像を確認することはなく、実施機関以外の者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像の利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、法令等に基づく場合、及び、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要であると認められる場合は、例外として利用又は提供される可能性がある。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

なお、当該防犯カメラの設置目的に合致しないおそれのある画像の利用又は提供については、当審査会の判断を仰ぐよう強く要請するものである。

## 5 当審査会の判断（結論）

上記のとおり、J R 東山公園駅周辺に防犯カメラを設置し運用することは、当該地域の犯罪発生を抑止につながることに、さらに、それにより地域住民の安心、安全につながることを期待されることから、本件個人情報収集を行う公益上の必要があると認められる。また、本件個人情報収集は、犯罪発生を抑止するという目的で、J R 東山公園駅周辺という特に犯罪発生率の高い限られた範囲内で行うこととしており、本件個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件個人情報収集を可と認める。

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成21年2月16日	実施機関から審査会に対して諮問
平成21年3月16日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員及び実施機関による審議内容に係る説明 審議
平成21年3月23日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成21年3月25日 (本件に係る審査会第3回目)	答申の検討
平成21年3月27日	答申の決定

平成20年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務管財課情報公関係  
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email [somu@yonago-city.jp](mailto:somu@yonago-city.jp)